

読みこなし・使いこなし・自由自在

税金が わかる事典

渡辺昌昭 著

読みこなし・使いこなし・自由自在

税金が わかる事典

渡辺昌昭 著

日本実業出版社

渡辺 昌昭 (わたなべ まさあき)

昭和16年大阪府生まれ。昭和40年同志社大学
経済学部卒業。昭和47年同大学大学院商学研
究科修了。昭和45年公認会計士・税理士登録。
現在公認会計士，税理士，不動産鑑定士。
著書には「会社経理実務辞典」(日本実業出
版社，共著)がある。

読みこなし 自由自在
使いこなし

税金がわかる事典

¥ 1200

昭和54年10月30日 初版発行

昭和55年3月1日 第35刷発行

著 者 渡 辺 昌 昭

発行者 中 村 進

発行所 株式会社 日本実業出版社

東京都千代田区三崎町3の5の3 ☎ 101

電代表03 (264) 3781 振替 東京 7-25349

大阪市北区西天満6の8の1 ☎ 530

電代表 06 (362) 6141

印刷所 壮光舎印刷株式会社

製本所 株式会社 若林製本工場

落丁・乱丁はお取替え致します

© M. Watanabe

2000-510557-5915

1月～6月)❀❀❀❀❀❀❀❀❀❀❀❀

●前月分の源泉徴収税額の納付と徴収高計算書の提出〓10日

●前月分の個人住民税の特別徴収税額の納付〓10日

・物品税、酒税等の間接税、料理飲食等消費税(道府県税)の申告・納付11月末

「そのつど行なうもの」

・法人確定申告と納税(法人税・法人住民税・法人事業税)Ⅱ決算日の翌日から二カ月以内

・年一回決算法人の中間(予定)申告と納税〓決算日の翌日から八カ月以内

社員採用に伴う扶養控除等申告書の受理と源泉徴収簿の作成Ⅱ最初の給与支払日の前日まで

近藤所得の受給に關する申告書の受理に返聯金の支払已まで

(注) 決算期に係るものについては、年一回3月末決算法人の場合にあわせました。

月	会社や個人事業主などが行なう事務	期限と監督官庁
1	・年末調整による源泉徴収税額の納付 ・納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額の納付 ・給与所得の源泉徴収票・報酬・料金・契約金および賞金の支払調書等の法定調書、同合計表の提出 ・固定資産税の償却資産申告書の提出 ・個人住民税の給与支払報告書（1月1日現在のもの）の提出	期限と監督官庁 個人が行なう事務
2	・固定資産税、都市計画税第四期分の納付 ・特別土地保有税（取得分）の申告・納付	期限と監督官庁 個人が行なう事務
月	指定日	指定日
月末	市区町村	市区町村
市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村
納付	・固定資産税・都市計画税第四期分の納付	普通徴収による個人住民税第四期分の納付
市 区 町 村	指定日	指定日
市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村

1

* * * 税金の基礎知識

基礎 1	税金をとられるわけ	納税の義務は憲法に明記してあるが、実質的な税金の根拠についてはいろいろの学説がある。	34
基礎 2	国税とは	国税とは、国がかかる税金で、所得税、財産税、消費税、流通税からなっている。	35
基礎 3	地方税とは	地方税とは、地方公共団体がかける税金で、道府県税と市町村税とに分けられる。	36
基礎 4	税収の内訳は	日本の税収は、税金を負担する人が直接納める直接税(所得税、法人税など)が六七割を占める。税法はわかりにくいのが、税金はすべて税法によって徴収されるので、苦手でも避けて通れない。	37
一般常識 1	税金の法律や通達	国税通則法では、基本的・共通的なことが定められており、どの国税にも適用される。	38
一般常識 2	通則法で定められている事項	税金用語には間違いやすいことがある。更正と決定、基礎控除と免税点など、正確な意味は。	39
一般常識 3	間違いやすい税金用語の意味	法人税や所得税などは、納税者が自ら計算して税額を確定し、申告するのが原則である。	40
一般常識 4	税額は誰が決めるのか	申告しなかったり、過少申告したり、納税をおくらせたりすると、附帯税というおまけがつく。	41
一般常識 5	附帯税、附帯金とは	税金にも時効がある。ただし税務署が更正や決定、納税の督促などをするとストップする。	42
一般常識 6	税金の時効		43

一般常識 7	青色申告と白色申告	青色申告すると、帳簿づけなどが義務づけられるが、いろいろの特典があるので有利である。	44
一般常識 8	税金の滞納と国税徴収法	国税は、原則として、そのほかの債権よりも優先して徴収できることになっている。	45
一般常識 9	租税特別措置法とは	交際費の課税強化の特例もあるが、大半は税金を安くするための法律。景気調整弁の役目も。	46
一般常識 10	鬼よりこわい国税査察制度とは	大口で悪質な脱税には国税査察官が乗り出してくる。強制調査を行なうから隠し通せない。	47
一般常識 11	一般消費税とは	財政収支の悪化を防ぐために考えられた新税。物価への影響などが心配されている。	48
一般常識 12	税理士とは	国家資格を持つ、いわゆる税金の専門家。利用するには報酬などを最初に聞いておくこと。	49
税金の窓口 1	国税の窓口は	全国五〇〇余の税務署が第一線の窓口。大法人などの所得調査や大口の滞納整理は国税局。	50
税金の窓口 2	地方税の窓口は	地方税を統轄するのは自治省の税務局だが、実際の窓口は各都道府県、市町村の税務課。	51
税金の窓口 3	税務相談室の利用のしかた	税務署はこわいというイメージがあるが、相談室では親切にいろいろと相談に乗ってくれる。	52
税金の窓口 4	国税不服審判所とは	税務署の更正などの処分不服がある場合は、国税不服審判所へ審査請求を行なえる。	53
税金こぼれ話	実質所得者を追え！		54

基礎 1	法人税とは	株式会社や有限会社などいろいろな法人の所得に対してかけられる税金が、法人税。	56
基礎 2	所得計算のあらまし	税法の所得金額と会社などが決算で計上する当期利益金額とは、必ずしも一致しない。	57
基礎 3	課税されない所得は	法人そのものの性格や所得の性質によっては、法人税がかからないケースもある。	58
基礎 4	公益法人でも法人税はかかる	公益法人であっても、継続して副業を営み収益をあげている場合は、法人税がかかる。	59
基礎 5	同好会やPTAの税金は	同好会やPTAなどでも、収益事業を継続して行なう場合は、その所得に対し税金がかかる。	60
基礎 6	有利な事業年度は	会社は事業年度を自由に選べるが、工夫次第では多少の利点が生じる可能性がある。	61
税法と会計 1	税法による所得計算の基本原則	「企業会計原則」や慣行等、一般に公正妥当と認められる基準で処理することが必要。	62
税法と会計 2	税法と会計のちがい	企業会計は、当期の利益の状態を明確にするのが目的。税法の課税所得とは差が生じる。	63
税法と会計 3	税法と商法との関係は	税法は公法のうちの一つであるが、私法である商法の規定を基本として課税所得を計算。	64
税法と会計 4	税法は確定した決算を重視する	課税所得の計算は、株主総会で確定した当期損益をもとに税法上の所得調整を加えて行なう。	65

税法と会計5	貸借対照表・損益計算書の様式	税法上は特に様式の定めはない。商法の計算書類規則に基づいて作成しておけば問題ない。	66
税法と会計6	法人税・住民税の会計処理は	利益に対する費用の一種と考え、決算で利益が確定した段階で概算税額を引当計上する。	67
同族会社1	同族会社とは	株主が三人以下でこれら同族関係者の持ついる株式数が発行済株式数の五〇%以上の会社。	68
同族会社2	同族会社の特別な規定	同族会社では内部留保金に特別課税されるなど、税金逃れがしにくい規定が設けられている。	69
同族会社3	同族会社の節税のポイント	留保金が課税の基礎控除額を超える場合は株主配当する手。身内の労働力の活用も考える。	70
設立・解散1	会社を設立したときの処理は	税務署等へ届出書を提出する。また設立開業に要した費用は損金として一時に償却してよい。	71
設立・解散2	資本金の大きさと税法の関係は	資本金の大きさと税額はある。たとえば法人税、一億円以下の中小企業者には様々な特典あり。	72
設立・解散3	個人経営か会社経営か	一般的には会社経営にして社長や妻の給料を多くとった方が税金は少なくて済む。	73
設立・解散4	合併したときの税務処理	合併に伴い資産の評価益が出た場合、課税問題が生じる。帳簿価額による合併では生じない。	74
設立・解散5	会社が解散したときの税金は	清算所得として課税の対象となるのは、主として売却せずに残っていた土地の含み益など。	75
税金こぼれ話	一読難解、二読誤解、三読不可解		76



法人税

収益 1	収益になるもの	ただで資産を譲渡したりサービスを提供しても、税法では収益が発生したと考えるので用心。	78
収益 2	売上はいつ計上するか	売上の計上方法は、その企業にとって妥当な基準であれば、どの方法でも原則的に認められる。	79
収益 3	特殊な販売形態の売上計上は	委託販売、試用販売、予約販売、割賦販売など、特殊な販売形態の場合は、いつ売上計上するか。	80
収益 4	延払いや長期工事の売上計上は	長期の請負工事の場合には、工事の進行に従って収益を計上する方法が認められている。	81
収益 5	値引・返品などの処理のしかた	実際の商売には、売上値引、売上割引、売上割引、返品などが生じる。これらの処理は。	82
収益 6	固定資産を売却したときは	固定資産の売却は、契約日から実際に引渡した日までなら、いつ収益に計上してもよい。	83
収益 7	土地を貸借するときは	梅利金や相当の地代をとっていないと、その相当額を贈与したものとみなされ、税金がかかる。	84
たな卸資産 1	評価方法のいろいろ	たな卸資産の評価方法には、原価法、低価法などがあり、その会社で選ぶことができる。	85
たな卸資産 2	取得価額に含めるものは	たな卸資産の取得価額に含める費用、逆に算入しなくてもよい費用は細かく定められている。	86
有価証券 1	有価証券の評価のしかた	評価方法を税務署に届出ていないときの法定評価方法は、原価法のうちの総平均法による。	87

有価証券2	取得価額の処理方法は	購入代価と手数料などが取得価額だが、有利な条件で取得したときは、時価が取得価額となる。	88
有価証券3	増資などの場合の取得価額は	増資が行なわれたときは、計算をやりかえて新株と旧株との価額を平均化しておく。	89
固定資産1	減価償却資産とは	建物や機械などは年々に経済的な値打が低下してゆくの、目減り分を毎期費用化してゆく。	90
固定資産2	減価償却の方法は	定額法は各期間とも同じ額、定率法は最初が最も多く、年々償却費用が少なくなっていく。	91
固定資産3	耐用年数の決め方	実務では耐用年数表を探してもはつきりしないケースが多い。事前に税務署に相談すること。	92
固定資産4	資本的支出と修繕費の区分は	増築や拡張工事、用途変更のための機構替えに要した費用などは、修繕費とはならない。	93
固定資産5	特別償却とは	公署防止用設備や電子計算機、新築貸家住宅などは普通償却とは別に特別償却ができる。	94
固定資産6	利益を消す圧縮記帳とは	特定の事業用を使う資産を買換えたときは、前に持っていた資産の売却益を消す処理ができる。	95
固定資産7	リース取引の税金は	特別仕様の機械などで、他へ転貸できないもののリースは、税務上売買とみなされる。	96
固定資産8	繰延資産の処理のしかた	商法上の繰延資産は創業費など八種で、税法上では買借資産の権利金なども繰延資産になる。	97
税金こぼれ話	公定歩合にスライドする利子税、延滞金		98

経費 1	経費の一般原則は	税法では、費用が発生しても、決算期までに債務が確定していなければ、損金とは認めない。	100
経費 2	寄付金の処理のしかた	寄付金には損金算入限度額がある。広告宣伝費、交際費などと紛らわしいものもあるので注意。	101
経費 3	租税公課の処理のしかた	事業税、固定資産税などは損金になるが、法人税、住民税や罰料金などは損金に算入しない。	102
経費 4	交際費課税のしくみ	交際費をできるだけ使わせないう、税法では損金算入限度額を設けて、歯止めをかけている。	103
経費 5	福利厚生費とは	福利厚生費は従業員対策として必要なものだが、一定限度以上は給与とみなされ、課税される。	104
経費 6	広告宣伝費とは	特約店にネオンサインを贈与した費用は繰延資産、野立・広告塔は固定資産に計上する。	105
経費 7	リベートの上手な処理のしかた	算定基準があいまいだったり、処理のしかたがまずいと、税務上リベートと認められない。	106
経費 8	使途不明金とは	下手をすると役員賞与とみなされ、ダブルパンチを食うこともあるので、特に気をつけて。	107
経費 9	会費、会議費の処理は	同じゴルフをしても、その費用は交際費となる場合と、個人への給与となる場合とがある。	108
経費 10	海外渡航費の処理は	業務上必要な旅行であることを証明する資料をはっきりと残しておくことが大切である。	109

経費11	出向者の税務処理は	子会社や販売会社に、出向を命ずる、ケースが多くなったが、このときの給与等の処理は。	110
経費12	債権償却特別勘定とは	貸倒れの危険性が認められる場合は、事前に資金の五〇％以内を特別勘定に繰入できる。	111
経費13	貸倒損失が認められるには	債務者と取引停止したのち一年以上経過した場合は、備忘価額を残して貸倒処理できる。	112
経費14	有価証券が評価減できる場合	上場株の価額が簿価の五〇％以下となり、早期に回復が見込まれないときは、評価減できる。	113
経費15	たな卸資産の評価減は	季節おくれ商品や流行おくれ商品など、普通の方法では売れないものは評価減が認められる。	114
経費16	固定資産が評価減できる場合	機械設備などが一年以上にわたり遊休状態にある場合は、評価減が認められる。	115
経費17	外貨建の債権・債務の評価は	円相場が変動したとき、外貨建の債権・債務を持つている企業はどのように換算すればよいか。	116
役員1	役員になる人、ならない人	常務の肩書がある人は、部長や課長を兼ねていても、税法上、使用人兼務役員にならない。	117
役員2	役員報酬・賞与の処理のしかた	役員賞与は損金にならないが、使用人兼務役員の使用人分賞与のみ損金に算入できる。	118
役員3	役員退職金の処理は	役員の退職金は、不相当に高額でなければ、社長でも使用人兼務役員でも損金に認められる。	119

税金こぼれ話

長者番付を発表するわけ

5 * * * 法人税

引当金 1	貸倒引当金とは	期末の債権額のうち貸倒見込額を一定割合によって求め、当期の損金の額に算入する制度。	122
引当金 2	賞与引当金とは	日本では益と暮の賞与の支給が常態化しているので、税法でも引当計上することを認めている。	123
引当金 3	退職給与引当金とは	退職給与規程を定めていることが前提。使用人のみで兼務役員は繰入対象者に含まない。	124
引当金 4	返品調整引当金などは	返品率の高い業種では、その返品による損失の見込額を予め引当計上することができる。	125
準備金 1	価格変動準備金とは	価格の低落に備えるための準備金制度だが、近い将来、この制度はなくなることになっている。	126
準備金 2	準備金のいろいろ	準備金は損金処理できるので、税法上認められている準備金制度についての研究が必要。	127
税額 1	法人税の税率は	法人税は原則として所得の四〇％。資本金一億円以下で年間所得七〇万円以下は二八％。	128
税額 2	税額控除の種類は	会社が受取る利子や配当金にかかる源泉税は、法人税額からその分を差引くことができる。	129
赤字 1	赤字と土地譲渡益の税金	土地を売って得た利益には通常の法人税の他に二〇％が上積みされる。赤字でも税金がかかる。	130
赤字 2	赤字の処理方法は	欠損金は翌年度以降の黒字から差引くか、前年度に繰戻して税金を還付してもらうかする。	131

赤字 3	還付税金の処理のしかた	業績が前年度より悪化すれば、中間申告時に納めた税金が還付されるときがある。	132
申告 1	中間申告のしかた	前期の実績による予定申告が普通だが、業績ダウンのときは仮決算による中間申告ができる。	133
申告 2	確定申告書のチェックポイント	確定申告書の用紙は俗に別表とよばれ、申告書と各種明細書からなる。その作成の要点は、 税務署がありがたいとらめば、事務所の抜きうち調査。取引先・銀行の資料まで目を光らせる。	134
税務調査 1	税務調査とは	優良申告法人は原則として五年間税務調査が省略される。ただし全法人の1%もない。	135
税務調査 2	優良・不良のランクづけ	調査対象になるのは毎年10%程度。申告書に異常な数値があると、特別に目をつけられる。	136
税務調査 3	調査対象の選び方は	税務署が保管している各企業の税金に関する記録。調査対象会社を選ぶ基本的な判断材料。	137
税務調査 4	税歴表とは	税務署は会社が提出した書類を税務分析し、異常と思われる点を探り出す。	138
税務調査 5	税務分析のやり方	調査官は現場の声を重視する。現場の者がよいなことを話して誤解されないように注意。	139
税務調査 6	税務調査官との応対心得	税務調査で否認されたとき、そのまま修正申告してしまえば、異議申立はできなくなる。	140
税務調査 7	税務否認と事後処理のしかた		141

6

* * * 所得 税

基礎 1	所得税とは	主に個人の所得に対して国がかかる税金。累進課税だが、退職金などは累進税率がゆるやか。	144
基礎 2	所得税を納める必要のある人は	日本に住所のある人は全所得に、住所がなくても日本国内からの所得があれば所得税がかかる。	145
基礎 3	所得税計算のあらまし	所得税は総合課税が原則だが、利子や配当、譲渡などの一部は分離課税される。	146
基礎 4	税金のかからない所得	何でも税金がかかるようだが、宝くじの賞金など、税金がかからない所得もある。	147
基礎 5	マル優貯蓄や財形貯蓄の税金	サラリーマンがマル優、財形貯蓄などを上手に使うと、元本一四〇〇万円の利子が無税になる。	148
所得 1	事業所得の求め方	総収入金額とは、実際に入っていないなくても、その年に収入すべきことが確定した金額である。	149
所得 2	家事関連費用の処理のしかたは	個人事業では、事業用と家事用とにまたがる費用がどうしても発生するが、この処理方法は、	150
所得 3	家内労働に支払う給料は	昼間の学校に行っていたり他に職業があれば、事業を手伝っても給料は経費にならない。	151
所得 4	医者への優遇税制とは	社会保険診療では七二名の必要経費が認められるうえ、医療用機器の特別償却制度がある。	152
所得 5	みなし法人制度の活用	個人事業でも、みなし法人制度を活用すれば、税法上会社と同じような扱いを受けられる。	153

所得 6	事業を始めたときの税務手続は	事業を始めたときは、税務署などに開業届その他を届けておくことが定められている。	154
所得 7	小規模事業者の簡便な記帳方法	小規模事業者の帳簿づけを簡単にするため、現金主義の採用を例外的に認めている。	155
所得 8	事業で売った土地の税金は	不動産業者などが事業として土地を売った所得についても、譲渡所得と同様、重い税がかかる。	156
所得 9	不動産所得とは	土地や家屋などを貸して、もらった家賃や地代、広告塔の使用料などは不動産所得となる。	157
所得 10	不動産所得の求め方	総収入金額から修繕費、管理人の給料、入居者の立退料などの必要経費を差し引いて求める。	158
所得 11	利子所得とは	利子所得には必要経費の控除はなく、収入金額そのものが所得金額となる。	159
所得 12	配当所得とは	配当所得は、収入金額から株式などを取得するのに要した負債の利子を差し引いて計算する。	160
所得 13	株式投資の税金対策	株の売却益には税金がかからない。配当には配当控除や源泉分離課税の制度が設けられている。	161
所得 14	利子・配当の分離課税と採算	利子所得には分離課税が選択できるが、課税所得が四〇〇万円までは総合課税の方が有利。	162
所得 15	少額配当の活用のしかたは	少額配当は何口あっても申告義務はないが、年収九〇〇万円程度以下は確定申告した方が有利。	163